2　受検手数料減免対象条件の変更について

令和６年度より実技試験手数料減免対象条件が、以下の内容になりましたので受検申請の際は十分ご注意下さい。

⑴　**対象等級**

３級受検者

⑵　**対象年齢**

23歳未満（当該年度の４月１日で23歳に達していない者）

⑶　**その他**

「雇用保険被保険者」と「雇用保険被保険者以外の者」では減免額の相違により受検手数料が異なります（「６　実技試験受検手数料」参照）

3　受検申請時の提出資料

受検申請時は、申請内容に応じて以下の書類を提出願います。

①　**技能検定受検申請書**（※必須）　裏面に振込済の振込用紙（丁）を貼付
②　**本人確認書類の写し**（※必須）
③　実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、その資格を証する書面の写し
④　下記の資格で受検される場合は、合格証明書又は免許証の写し
　ア　特級を受検する方は、同一検定職種の１級技能検定合格証書
　イ　下位級合格の資格により受検する方は、同一検定職種の下位級技能検定合格証書（１、２級の受検者対象）
　ウ　職業訓練指導員資格取得者で１級又は単一等級を受検する方は、職業訓練指導員免許証
⑤　受検手数料減免対象の在職者は、在職を証明する書類

4　本人確認書類

本人確認には、以下のいずれかの書類の写しを提出願います。
（受検者１人につきＡ４サイズで１枚）

①　運転免許証等、日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名と生年月日が確認できるもの）
②　特別永住者証明書、在留カード
③　健康保険被保険者証
④　生徒手帳、学生証（氏名と生年月日が確認できるもの）
⑤　外国政府が発行した旅券（写真欄と日本国査証欄）